

# 微量でも 体内被ばく★ 健康が心配 !!

## 汚染廃焼却が内部被ばくをひき起す !

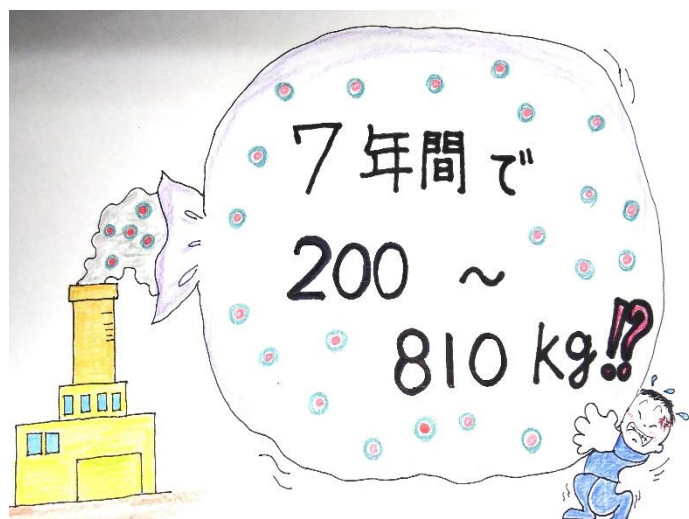
「空間線量が1 m Sv/年以下だから大丈夫」「100 Bq/kg以下だから食べても大丈夫」ではありません。放射能の影響は分からないことだらけなのです。さらに数年、数十年後に発症する晩発性疾患もあります。安全といわれる基準は時代とともに変わりますし、基準そのものは原子力発電を推進する機関の都合できめたものですから鵜呑みにはできません。



## 排ガスから煤塵(ばいじん) ⚡ セシウムが漏れている !

玉造クリーンセンターにて排ガス測定を実施しました(2021年11月)。当初目的のセシウムは検出下限値以下でしたが、排ガスから煤塵が捕捉されました。これは、煙突から煤塵の形でセシウムが漏れていることを立証することになります。「バグフィルターで99.99%除去できる」という環境省の説が当てはまらないことが判明したのです。

捕捉された煤塵の量を7年間に換算すると、少なくとも200~810 kg程度と大変な量になります。これだけのものが大気に放出されるのです。呼吸を通して肺に、食べ物を通して体内に入ります。住民が内部被ばくするおそれがあります。こんな恐ろしいリスクを伴う汚染廃の焼却は直ちにやめさせなければなりません。



今回の排ガス測定検査には多額の費用がかかりましたが、みなさまから寄せられたカンパは300万円強に達し、費用をカバーすることができました。

煤塵捕捉という大きな成果をもって、今後の裁判に臨むことができます。

これまでのご理解とご支援に深く感謝いたします。



# 大崎住民訴訟のこれから



これまでの裁判ではリネン吸着法、土壌測定値の分析、試験焼却に反応する空間線量、セシウム漏出の決定的な結果を示した排ガス測定、尿検査結果が証拠として提出されました。これで証拠立証は一区切りです。

これからはこれらによって引き起される「内部被ばくによる健康被害のおそれ」「人格権侵害＝安心して暮らす（平穏生活権）侵害」に移行します。放射能に対する強い危惧感・不安感を抱いての日々の生活はたまったものではありません。原告本人尋問の他に、内部被ばくに詳しい専門家による証人尋問も予定されています。

## これは全国にさきがけた訴訟です!!

大崎住民訴訟は内部被ばくを真正面から取り上げることになります。こうした取り組みは、広島「黒い雨裁判」くらいで、全国にさきがけた訴訟です。国の放射性廃棄処理政策の誤りを問いたす重要な訴訟でもあります。

また、大崎市は国や県のいいなりで、住民の意思を無視して焼却を進めています。地方自治の根幹を揺るがすような行政のあり方も問われています。民主主義とは？地方自治とは？そして基礎自治体の役割とは？という問題に向き合う訴訟でもあります。地方行政のあり方を正すということは大きな意義をもってきます。

本焼却が始まってほぼ2年になります。計画期間の7年のうちの2年です。もうセシウムを相当吸わされたことになります。はやく結審・判決をみないと安心して生活ができません。いつまでも焼却を続け、いっこうに止めようしない宮城県と大崎市の姿勢を正しましょう。



【発行団体】 ・大崎耕土を放射能汚染させない連絡会：原発問題を考える田尻の会 放射能汚染問題を考える大崎の会  
船形山のブナを守る会 鹿島台・女川原発の廃炉を求める会 放射能汚染から天平の郷土を守る涌谷の会 新日本婦人の会古川支部  
放射能汚染から子どもを守る岩出山の会 放射能汚染から美里を守る会 放射能と暮らしを考える風花ネットワーク  
放射能から子どもを守るふるかわ連絡会 ・大崎住民訴訟原告団 連絡先：若井勉 0229-56-3249